

鳥取県公報

行
發
日
曜
金
額
に
は
か
ら
れ
た
の
及び曜火週毎

別記第1

鳥取都市計画区域に係る市街化区域及び市街化調整区域設定の構想

1 市街化区域及び市街化調整区域の設定

(1) 近年全国的に人口及び産業の急激な都市集中に伴い無秩序な市街化が進み、都市環境の悪化、公共投資の非効率化等いろいろの弊害を招来しているが、この傾向は、鳥取市周辺においても生じているところである。特に鳥取市周辺は、今後鳥取県東部の中核都市として人口及び産業の一層の増加が予想される地域であり、このまま放置すればきわめて憂慮すべき事態の招来が予測されるので、このような現況及び将来の見通しに対処して計画的に秩序ある市街地の形成を図るため、鳥取都市計画区域について市街化区域及び市街化調整区域を設定するものとする。

(2) 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、その規模は、おおむね10年後の人口及び産業の見通しを想定して、都市機能が十分に発揮できるよう定めるものとする。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、都市計画区域のうち市街化区域を除いた区域とする。

(3) 鳥取都市計画区域におけるおおむね10年後の市街地人口は約10万5000人、工業出荷額は約1700億円と推定されるので、これに伴い必要な市街化区域は約2,300ヘクタールと見込むものとする。具体的には、別紙図面のとおり、既成市街地及びその周辺部で現に市街化が進行している区域並びに土地区画整理事業の施行等により計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とする。

2 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針

(1) 市街化区域においては、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向等を勘案して、都市機能を維持増進し、良好な都市環境を保持するよう、地域地区を適正に定めるとともに、適切な規模の都市施設を必要な位置に配置し、市街地の開発整備を図るものとする。

(2) 市街化調整区域は、本来市街化を抑制し、積極的に農地等の保全を図るべき地域であるので、市街化を促進する都市計画事業は、原則として実行しないものとする。

市街化区域、市街化調整区域区分構想図



注1 市街化区域A地区とは、既成市街地およびその周辺部で

2 市街化区域B地区とは、土地区画整理事業の施行等により計画的に市街化を図るべき区域をいう。

別記第2

米子都市計画区域及び境港都市計画区域に係る市街化区域及び市街化調整区域設定の構想

1 市街化区域及び市街化調整区域の設定

(1) 近年全国的に人口及び産業の急激な都市集中に伴い無秩序な市街化が進み、都市環境の悪化、公共投資の非効率化等いろいろの弊害を招来しているが、この傾向は、米子市及び境港市周辺においても生じているところである。特に米子市及び境港市周辺は、中海地区新産業都市計画の中核となるべき地域として今後人口及び産業の一層の増加が予想される地域であり、このまま放置すればきわめて憂慮すべき事態の招来が予測されるので、このような現況及び将来の見通しに対処して計画的に秩序ある市街地の形成を図るため、米子都市計画区域及び境港都市計画区域について市街化区域及び市街化調整区域を設定するものとする。

(2) 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、その規模は、おおむね10年後の人口及び産業の見通しを想定して、都市機能が十分に発揮できるように定めるものとする。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、都市計画区域のうち市街化区域を除いた区域とする。

(3) 米子都市計画区域及び境港都市計画区域におけるおおむね10年後の市街地人口は約13万4000人、工業出荷額は約2000億円と推定されるので、これに伴い必要な市街化区域は約2,800ヘクタールと見込むものとする。具体的には、別紙図面のとおり、既成市街地及びその周辺部

で現在市街化が進行している区域並びに土地区画整理事業の施行等により計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とする。

2 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針

(1) 市街化区域においては、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向等を勘案して、都市機能を維持増進し、良好な都市環境を保持するよう、地域地区を適正に定めるとともに、適切な規模の都市施設を必要な位置に配置し、市街地の開発整備を図るものとする。

(2) 市街化調整区域は、本来市街化を抑制し、積極的に農地等の保全を図るべき地域があるので、市街化を促進する都市計画事業は、原則として施行しないものとする。

市街化区域、市街化調整区域区分構想図

